

第41回 地方分権改革有識者会議
第106回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：令和2年6月29日（月）10：00～12：09

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、後藤春彦議員、小早川光郎議員、坂口博文議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、平井伸治議員、三木正夫議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

（小早川光郎構成員及び勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕北村誠吾内閣府特命担当大臣、大塚拓内閣府副大臣、藤原崇内閣府大臣政務官、山崎重孝内閣府事務次官、宮地俊明内閣府地方分権改革推進室次長、菅原希内閣府地方分権改革推進室次長、須藤明裕内閣府地方分権改革推進室参事官、竹中一人総務省行政評価局評価監視官

議題

- （1）令和2年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について
（地方からの提案状況の報告、重点事項の検討等）
 - （2）その他
-

（神野座長） それでは、定刻でございますので、ただいまから「第41回地方分権改革有識者会議・第106回提案募集検討専門部会 合同会議」をオンライン会議にて開催したいと存じます。

本日は、北村大臣、大塚副大臣に会議室にお足を運んでいただきまして、藤原政務官にはオンラインで御出席をいただいております。

また、本日は提案募集検討専門部会の野村構成員、山本構成員は所用のため御欠席となっております。

それでは、御多用のところ、わざわざ御出席いただいております北村大臣からお言葉を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

（北村内閣府特命担当大臣） おはようございます。

皆様方におかれましては、日頃から地方分権改革の推進に御尽力を賜り、心から感謝を申し上げます。

皆様に御議論をいただいた成果である第10次地方分権一括法につきましては、去る6月3日に成立いたし、6月10日に公布されたところでございます。改めて厚く御礼を申し上げます。

この改正を生かして、実際に地方公共団体において住民サービスの向上につなげることが何よりも重要であると存じますし、移譲された事務・権限等につきましては、関係府省と連携をいたし、財源措置、制度改正に係るマニュアルの整備、研修の実施など、

必要な支援を行ってまいりる所存でございます。

本年の提案募集につきましては、新型コロナウイルス感染症対策で御多忙の中、地方から250件を超える御提案をいただきました。特に、今年から新たに設定した重点募集テーマに関連して、多くの御提案をいただいたところでございます。さらに、成果事例集や動画等の提案検討支援ツールを充実するとともに、都道府県等と連携した市区町村職員向けの研修やワークショップ等を実施した結果、新たに80の市町村から御提案をいただきました。

提案の内容としては、子ども・子育てや医療・福祉、農業・農地に関するものなど、地域社会が直面する課題に関する多くの提案が寄せられております。また、重点募集テーマに関連して、地方公共団体が担っている事務の効率化等に資する御提案も多くいただいておりますし、こうした提案については、特に重点的に御審議を賜り、実現を目指してまいりたいと考えております。

今年も地方の発意による地方のための改革となるよう、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、いただいた提案について一つ一つ丁寧に対応し、その最大限の実現を図ってまいりたいと存じます。

結びになりますが、皆様方には大変御苦勞をおかけすることになりますけれども、引き続き地方分権改革の推進に向けてさらなる御尽力をいただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。本日どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、初めに配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。本日はオンライン会議で実施いたしますので、お手元に進行資料が行っているかと思っております。議事を2つ準備させていただいております。「令和2年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について」と「その他」という2つの議事を設定させていただいておりますが、議事1の資料と議事2の資料、さらに参考資料をそれぞれ1つのファイルにまとめてございます。

まず、進行資料のファイルにつきましては、1ページが本日の議事次第になっております。これも先ほど御確認いただきましたように、議事は2つ準備をいたしております。

2ページが配付資料の一覧。

3ページが座席図。

4ページが本日の御出席者一覧。

5ページが地方分権改革有識者会議の名簿。

6ページが提案募集検討専門部会の名簿となっておりますので、御確認いただければと思います。

次に、議事1の資料ファイルを御覧いただければと思いますけれども、1ページが資料1でございます「第10次地方分権一括法の概要」。

2 ページが資料 2 「令和 2 年の地方からの提案募集に係るスケジュール」。

3 ページが資料 3 「令和 2 年の地方からの提案と検討区分別の状況」。

4 ページが資料 4 「令和 2 年の地方からの提案の特徴」。

5 ページからが資料 5 「令和 2 年の地方からの提案状況」。

8 ページが資料 6 「重点事項に関するメルクマール（案）」。

大分大部でございますが、9 ページからが資料 7 「重点事項について（案）」。

29 ページが資料 8 「『重点募集テーマ』に係る提案について」。

その次の 30 ページからが資料 9-1 「コロナを乗り越える日本再生宣言」、これは平井議員からの提出資料でございます。

32 ページからが資料 9-2 「地方分権改革の推進について」、これも平井議員から御提出いただきました資料でございます。

続いて、議事 2 の資料ファイルを御覧いただければと思いますが、1 ページが資料 10 「『義務付け・枠付け』及び類似条項の整理について（案）」。

2 ページからが資料 11 「令和 2 年提案募集における地方支援の取組実績」。

9 ページからが資料 12 「平成 26 年～令和元年対応方針のフォローアップの状況」。

31 ページからが資料 13 「『地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改正等の活用状況に係る調査』」。

35 ページからが資料 14 「地方分権改革で改正された諸制度の運用状況調査」。

最後に参考資料のファイルになっておりますが、この参考資料のファイルの 1 ページからが参考資料 1 「地方からの提案（全体）」。

69 ページからが参考資料 2 「地方からの提案の具体例等」。

74 ページが参考資料 3 「令和 2 年の地方からの提案募集に係るスケジュール（詳細版）」。

以上、大部にわたりますけれども、御確認いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。初めの議事次第に書かれておりますように、議事 1 「令和 2 年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方」について御審議いただければと存じます。

まず、事務局のほうから資料 1 から資料 8 及び参考資料の 1 から 3 までの御説明を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

（菅原次長） 事務局の菅原でございます。

私のほうから、資料 1 から 8 までを一括して御説明いたします。オンラインで参加いただいている方は、議事 1 の資料のファイルをお開きください。

まず、1 ページ目が資料 1 の第 10 次地方分権一括法の概要でございます。先ほど大臣の挨拶にもございましたけれども、先の通常国会において全会一致で可決・成立し、6 月 10 日に公布されております。内容につきましては、前回 2 月の会議で説明したものと

同じとなっております。

次に、2ページ目の資料2は本年の提案募集に係るスケジュールでございます。前回の会議がございました2月19日以降の実績と今後の予定について整理いたしております。

まず、実績のほうでございますが、2月20日から事前相談・提案の受付を開始いたしまして、5月15日に事前相談の受付を、6月1日に提案の受付を締め切るということになっておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響がありましたので、締切りにつきましては、提案団体の状況に応じて柔軟に対応したところでございます。また、いただいた提案につきましては、追加共同提案の意向の照会を行っているところでございます。

今後の予定でございますけれども、本日6月29日の会議で重点事項を決定していたとき、早速関係府省へ検討要請を行いたいと考えております。その上で、提案団体、関係府省、地方三団体からのヒアリングを行いまして、9月上旬の会議に状況を報告した上で、関係府省への再検討の要請をいたします。その後、関係府省からのヒアリングを行いまして、11月中下旬の会議で対応方針案について御審議をいただき、12月中下旬に対応方針を閣議決定するという例年どおりのスケジュールを予定しているところでございます。

続きまして、3ページ目の資料3でございますけれども、本年の提案の検討区分別の状況をまとめたものでございます。提案総数は259件であり、昨年より42件の減となっております。新型コロナウイルス感染症が影響したものと考えております。いただいた提案の内容を事務局で精査いたしまして、表のような検討区分にしたいと考えております。

まず、内閣府と関係府省との間で調整を行う提案は170件、昨年より12件の減となっております。このうち、提案募集検討専門部会で調査・審議いただく重点事項とする提案は52件、関係する提案をまとめておりますので、事項数で言いますと40事項となります。

次に、関係府省における予算編成過程での検討を求める提案は27件、昨年より9件の増となっております。本年は補助金関係を重点募集のテーマとしたので、予算に影響する提案が多かったためと考えております。

最後に、その他の案件は62件、内訳は提案団体から改めて支障事例が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案が55件、提案募集の対象外である提案が7件となっております。昨年より39件の減となっておりますが、支障事例や制度改正の効果などについて、提案団体がいろいろ工夫していただいたものだと考えております。

続きまして、4ページ目は提案の特徴をまとめたものでございます。上の四角囲みのところで記載しておりますが、提案数は昨年よりやや減少しております。それに伴って提案団体数も昨年より減少しております。共同提案は昨年より増加しております。全体の約半数を占めております。これは本年の新たな取組として事前相談の段階で、他

の地方公共団体に情報提供を行いました。これが共同提案につながったものと考えております。また、今回初めて提案を行った市区町村数は80でございます。着実に裾野の拡大が進んでいると考えております。分野別では、引き続き、医療・福祉関係の提案が最多となっております。

続きまして、資料5は本年の提案状況をまとめたものでございます。5ページは提案の内容、権限移譲を求めるものか規制緩和か、行政分野、担当府省別に数字を整理したものでございます。

6ページは、特徴的な共同提案の例をお示ししたものでございます。

7ページは、先ほど申し上げました本年の新たな取り組みとして、事前相談の段階で他の地方公共団体に情報提供を行いましたけれども、これが共同提案にどう結びついたかというものを整理した資料でございます。具体的に申し上げますと、4月17日までに受け付けた事前相談で、相談団体が他の地方公共団体に情報提供してもよいとした200件の事前相談について内閣府から情報提供を行いました。これに対しまして、5月15日までに105件の事前相談に関して、補強となる意見や共同提案の意向が48の団体から230件寄せられたところでございまして、これらの御意見については、相談団体にフィードバックをいたしました。意見・意向が寄せられた105件の事前相談のうち、最終的に本提案に至った提案が70件ございましたけれども、このうち37件の提案については、意見・意向を寄せた団体が共同提案に加わっております。事前相談の情報提供は初めての取組でございましたけれども、同様の支障を抱える地方公共団体の間の橋渡しができて、提案内容の補強や共同提案に関して効果があったものと考えているところでございます。

続きまして、8ページの資料6は重点事項に関するメルクマールでございます。昨年と同様に「地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの」、「これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの」、「部会での法的な視点から専門的な調査・審議になじむもの」、「過去のフォローアップ案件で重点的に議論を深める必要があるもの」となっているところでございます。

9ページの資料7は、ただいまのメルクマールを踏まえまして、提案の内容を事務局で精査いたしまして、重点事項案として40事項をピックアップしたところでございます。このようなくくりができるのではないかとということで、「子ども・子育て」、「医療・福祉」、「まちづくりや土地・施設の有効活用」、「民間事業者の活用」、「行政手続の効率化」、「その他」に適宜分類をいたしてございます。次のページから順次個別の提案について簡潔に御説明をいたします。

10ページの1番は、病児保育事業における職員配置要件の緩和についてでございます。

(1)は子ども・子育て交付金の補助対象となる事業の職員配置要件を緩和するとともに、幼児教育・保育の無償化の対象も同じ職員配置要件となっておりますので、緩和した施設についても無償化の対象としてほしいという提案でございます。

(2)は体調不良児対応型について、近隣の病院から駆けつけて対応することが可能であれば、看護師等が常駐しなくてもよいようにしてほしいという提案でございまして、病児・病後児対応型については、平成27年の提案を受けて既にそのような取扱いとなっているところでございます。

2番は、保育所における保育室等の居室面積に関する基準の見直しについてでございます。現在の基準は「従うべき基準」とされておりますが、これを「参酌すべき基準」に見直してほしいという提案でございます。

11ページに行きまして、3番は、幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直しについてでございます。現在、園舎及び園庭は同一の敷地内又は隣接する位置に設けることが原則とされておりますが、付近の公園等も園庭とみなし、基準上必要とされる園庭の面積に算入することを可能としてほしいという提案でございます。

4番は、指定都市・中核市が設置する保育所の指導監査権限を都道府県知事から指定都市・中核市の長に移譲してほしいという提案でございます。

5番は、幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付の見直しについてでございます。現在、施設等利用給付は保護者の居住する市町村が行い、月の途中で引っ越した場合は日割り計算により給付するということとされておりますけれども、同じ園を利用したまま他の市区町村に引っ越した場合に、引っ越し先の市区町村で施設等利用給付の申請が遅れると、その間の利用料は保護者が負担することになるので、日割り計算ではなく月割り計算とすることを可能にしてほしいという提案でございます。

12ページに行きまして、6番は、施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱの研修受講要件等の見直しについて、三つの提案がございました。処遇改善等加算Ⅱは、私立の保育所等に勤務する職員が一定の経験年数があって、研修を受講した場合に人件費が加算される仕組みでございますが、研修の受講は令和4年度を目途に必須化を目指すとされているところでございます。

一つ目は、研修受講の必須化を延期するとともに、レポート提出による代替を認めるなど、研修の方法を多様化してほしいという提案です。

二つ目は、園内研修が要件を満たしているかどうか都道府県が確認することとされておりますが、都道府県によって確認のばらつきが生じないように、全国統一のスキームを示し、加算要件として認められる研修内容等に関する情報を提供してほしいといった提案でございます。

三つ目は、保育士以外の職員も加算の対象となりますけれども、ガイドラインで示された研修は保育士を対象とするものが多く、保育士以外の職員の研修分野の新設と研修内容の明確化をしてほしいという提案でございます。

7番は、保育士不足の解消に資するために、保育士の就業状況等について、保育士から都道府県への届出を努力義務としてほしいという提案でございまして、看護師等につきましては類似の規定が既にございます。

13ページに行ってくださいまして、8番は、児童発達支援等の無償化の対象となる場合の障害児通所給付決定における手続の簡素化についてでございます。現在、障害児の保護者の所得や子どもの数に応じて保護者が負担すべき上限月額を決めておりますけれども、就学前の障害児の発達支援の無償化の対象となる場合、これは3歳から5歳までの障害児が対象でございますけれども、無償化によって利用者負担が発生しないことが明らかな場合には、所得や子どもの数の確認を不要としてほしいという提案でございます。

9番は、障害児通所給付決定における有効期間の見直しで、昨年の提案のフォローアップ案件でございます。現在、有効期間の上限が12か月とされているものを、障害の状況や利用サービスの種類に応じて上限を延長してほしいという提案でございます。昨年の対応方針におきまして、「実態等に係る調査の上、令和2年中に結論を得る」ととされておりまして、

10番は、小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直しについてでございます。小児慢性特定疾病対策事業とは、がんなどの小児慢性特定疾病の患者について、医療費の自己負担の一部を都道府県が支給する制度でございます。支給認定が行われた場合に医療受給者証が発行されることになってございます。この受給者証には、都道府県が医療保険者へ高額療養費適用区分を照会し、記載することとされておりまして、その記載を廃止するか、高額療養費の適用を受けた者が保有する限度額適用認定証等により確認することを可能にして、照会を不要にしてほしいという提案でございます。

14ページに行きまして、11番は、小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直しについてでございます。現在の基準は「従うべき基準」とされておりまして、これを「参酌すべき基準」に見直してほしいという提案でございます。

12番は、訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直しについてでございます。これも現在の基準が「従うべき基準」とされておりまして「参酌すべき基準」に見直してほしいという提案でございます。

13番は、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員に関する基準について、見守りセンサーなどのICT等を活用した場合には緩和してほしいという提案でございます。

15ページに行きまして、14番は、国民健康保険資格の職権喪失処理に係る手続の見直しについて、二つの提案がございました。現在、職権による資格喪失処理を行うためには、資格喪失が疑われる者に1か月以上の期間を定めて資格喪失届を行うよう勧奨する文書を送付する必要がございますけれども、これを一つはオンライン資格確認システム、これは令和3年稼働予定となっておりますが、この情報を利用して二重加入となっている被保険者の情報を保険者に通知するか、または、②でございますけれども、現在、喪失届が提出された場合に限られているマイナンバー制度による情報連携を資格喪失が疑われる場合にも利用できるようにすることによって、職権による資格喪失手続が行え

るようにしてほしいという提案でございます。

15番は、国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化についてでございます。現在、高額療養費の支給を受けるためには、領収書を添付して月ごとに申請する必要がありますけれども、70歳以上の者につきましては申請手続が簡素化されておりまして、初回の申請以降は月ごとの申請は不要で、高額療養費の該当があれば支給されるということになってございます。この申請手続の簡素化について、70歳以上だけでなく、全年齢を対象にしてほしいという提案でございます。

16ページに行ってくださいまして、16番は、乳がんの集団検診（マンモグラフィ）について、肺がんの集団検診（胸部エックス線検査）と同様に、医師の立会いを不要にしてほしいという提案でございます。

17番は、障害者総合支援法に基づく居住地特例対象施設の拡大についてでございます。障害福祉サービスは障害者が居住する市区町村が支給決定を行い、費用を負担するのが原則でございますけれども、障害者が他の市区町村に所在する施設に入所する場合には、施設の入所前に居住していた市区町村が支給決定を行い、費用を負担する居住地特例が適用されております。現在、居住地特例の対象施設に障害者支援施設は含まれておりませんが、介護施設が含まれていないことから、これを居住地特例の対象施設としてほしいという提案でございます。

17ページの18番は、障害者割引制度における市区町村の証明事務の見直しについて、二つの提案がございました。一つは有料道路の障害者割引、もう一つはNHK受信料の免除につきまして、申請者が道路会社やNHKに直接申請するなどにより、現在、市区町村が通知に基づいて行っている証明事務を廃止するなどの見直しを行ってほしいという提案でございます。

19番は、難病法による特定医療費の支給認定等の見直しについて、三つの提案がございました。特定医療費の支給とは、指定難病の患者について、医療費の自己負担の一部を都道府県が支給する制度でございます。支給認定が行われた場合には医療受給者証が発行されることになってございます。

一つ目は、現在、患者が特定医療を受ける医療機関については、医療受給者証に記載をされておりまして、医療機関を変更する都度、変更の手続が必要になっておりますけれども、指定医療機関であればこの医療機関であっても支給対象となるよう、都道府県が予め医療機関を設定する事務を廃止してほしいという提案でございます。

二つ目は、先ほどの10番の小児慢性特定疾病対策事業と同様、保険者へ的高額療養費適用区分の照会や受給者証への記載を廃止してほしいという提案でございます。

三つ目は、二つ目とは逆方向の提案でございますけれども、利用者の負担区分上限額について、現在市町村民税の区分を用いているのを、高額療養費における医療保険の所得区分にしてほしいという提案でございます。

18 ページの 20 番は、農用地域からの除外に係る 8 年要件の起算点の見直しについてでございます。農業振興地域内の農用地域から除外するための要件の一つに、国営土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年から 8 年が経過した土地であることというものがございますけれども、事業全体の工事が完了していない場合でも、一部地域で事業により受けるべき利益が全て発現したと認められる場合には、工事が完了した年度に該当するようにしてほしいという提案でございます。

21 番は、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の定数に関する基準の見直しについてでございます。現在の基準は「従うべき基準」とされておりますが、これを「参酌すべき基準」に見直してほしいという提案でございます。

19 ページに行きまして、22 番は、旧農地法に基づく国有農地等について、三つの提案がございました。この国有農地等ですが、戦後自作農創設を目的として、国が不在地主等の農地を買収したものでございまして、現在残っている国有農地等は都道府県が管理することとされてございます。

一つ目は、原則として 50 アール未満の耕作者への農地の移転は認められておりませんが、国有農地等の農業利用目的での貸付け、売払いについては、50 アール未満の者も対象としてほしいという提案でございます。

二つ目は、国有農地等を農業利用目的以外で売り払う場合には、旧所有者を優先することとされておりますけれども、優先売払いに係る公告期間を短くしてほしいという提案でございます。

三つ目は、国有農地等の時効取得の認定に関しまして、明確な基準の策定、手続の簡素化、また付議することとされております連絡協議会の運用の見直しなどを求める提案でございます。

23 番は、宅地建物取引業者の免許の申請、変更の届出、廃業等の届出などについて、都道府県経由事務を廃止してほしいという提案でございます。

20 ページに行きまして、24 番は、不動産鑑定業者の登録の申請、変更登録の申請、廃業等の届出などについて、都道府県経由事務を廃止するとともに、都道府県が実施することとされております国土交通大臣登録業者に係る登録簿の供覧事務を廃止してほしいという提案でございます。

25 番は、一級建築士免許に関する書類の提出、住所変更の届出、一級建築士試験の受験の申込みなどについて、都道府県経由事務を廃止するとともに、現在、国土交通大臣と中央指定登録機関に分かれている申請窓口を一本化してほしいという提案でございます。

21 ページに行きまして、26 番は、社会資本整備総合交付金の申請等に係る押印文書の電子化についてでございます。平成 30 年度から社会資本整備総合交付金システムが導入されまして、ほとんどの手続が電子化されておりますけれども、一部の申請だけは公印を押印した文書の提出が求められているので、これを電子化してほしいという提案でござ

ざいます。

27番は、史跡等購入費補助金により取得した土地の活用範囲の明確化についてでございます。地方公共団体が史跡等の保存を目的として財源を得ようとする場合に、補助金の目的との関係でどういう活用なら許されるのか、その範囲を明確化してほしいという提案でございます。

22ページに行きまして、28番は、家畜伝染病に係るワクチン接種の民間獣医師による実施を可能とする見直しについてでございます。家畜伝染病予防法に基づく検査、注射等につきましては、都道府県の職員で獣医師である者の中から任命する家畜防疫員が行うこととされておりますけれども、民間獣医師による実施も可能にしてほしいという提案でございます。

29番は、沿岸漁業改善資金において転貸融資を可能とする見直しでございまして、平成28年提案のフォローアップ案件でございます。現在、都道府県が担保や連帯保証人を徴求した上で直接貸し付ける制度となっておりますけれども、漁協等による転貸融資を可能とし、機関保証の対象としてほしいという提案でございまして、28年の対応方針で「物的担保の活用に関する調査や資金の利活用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入を含め、平成32年中に結論を得る」こととされております。

23ページに行きまして、30番は、郵便局において取扱いが可能な事務の拡大についてでございます。現在、地方公共団体の事務のうち、戸籍謄本、納税証明書、住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書の請求の受付・引渡しについては、郵便局において取り扱うことができますけれども、これに転入届・転出届などの住民の異動に関する届出や印鑑登録の受付を追加するとともに、現在の請求の受付・引渡しが可能とされている各種証明書の交付決定を行うことや、本人による請求だけでなく、代理人による請求の受付も可能にしてほしいという提案でございます。

31番は、地方公共団体の歳入一般についてコンビニ収納を可能とする見直しについてでございます。収納事務の私人委託、コンビニ収納につきましては、昨年の提案を受けて生活保護費返還金を可能にしたところでございますけれども、今回の提案は特定の歳入ではなくて、地方公共団体の全ての歳入について可能にしてほしいというものでございます。

24ページの32番は、生活保護法に基づく指定医療機関の変更届出の一部省略についてでございます。指定医療機関が変更届出をしなければならない事項について、当該機関の名称、所在地といった現在告示をしている事項に限定し、当該機関の管理者の氏名、生年月日、住所等の変更については届出を不要にしてほしいというものでございます。

33番は、不動産の移転登記等に係る登録免許税の計算における評価額の電子情報の活用についてでございます。現在、不動産の移転登記を行う場合には、登録免許税額の計算のために、固定資産税課税台帳登録事項証明書等の提出を求められておりますけれども、申請人に証明書の提出を求めるのではなく、地方税法の規定によりまして市区町村

から登記所へ通知している土地及び家屋の価格の電子情報を活用して計算してほしいという提案でございます。

25ページの34番は、心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認方法の見直しについてでございます。心身障害者扶養共済制度とは、保護者が一定の掛金を納めることによりまして、保護者死亡の場合に障害者に終身の年金を支給する地方公共団体の条例に基づく制度でございますが、制度の全国的、安定的な運用を図るため、地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を独立行政法人福祉医療機構が保険する仕組みとなっております。

現在、受給者の現況確認については、毎年地方公共団体が受給者から提出される住民票を添えて機構に提出しておりますけれども、これを機構が住基ネットを用いて受給者の現況確認をする仕組みに改めてほしいという提案でございます。

35番は、高等学校等就学支援金の支給に関するマイナンバー制度による情報連携の対象情報の拡大についてでございます。申請者の受給資格である保護者の収入が一定額以下であることを確認するため、現在は情報連携による地方税関係情報を確認しておりますけれども、生活保護受給世帯については地方税関係情報では確認できないため、情報連携の対象に生活保護関係情報を加えてほしいという提案でございます。

26ページに行きまして、36番は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲で、昨年の提案のフォローアップ案件でございます。法令に基づく、許可、登録、届出、検査等の事務・権限を移譲してほしいという提案でございます。昨年の対応方針では、「地方公共団体等の意見を踏まえつつ、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る」こととされております。

27ページの37番は、法律等に基づく計画策定に係る義務付けの見直しについてでございます。（1）は法律による策定が義務付けられている計画について、計画の策定を任意にしてほしい、（2）は法律による策定は努力義務または任意とされている計画であっても、策定時の公表の義務付けや、国による策定状況の公表がなされている計画については、策定時の公表の義務付けを廃止し、策定が任意であることの周知をしてほしいという提案でございます。

38番は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限に関する見直しについてでございます。同法第45条の規定によりまして、緊急事態宣言の対象区域となった都道府県知事は、施設の管理者に対して使用の制限を要請することができ、要請に従わない場合は指示することができ、指示した場合には公表することとされておりますが、これに関しての提案でございます。

一つ目は、業種や類型ごとの要請、個別の施設管理者等に対する要請、指示を一連で行うことを可能にしてほしいというものです。

二つ目は、要請、指示、公表を行う場合に、現在、基本的対処方針では国と事前協議

を行うこととされておりますけれども、これを廃止してほしいというものです。

三つ目は、施設の使用制限の指示に対する実効性を高めるために必要な法整備をしてほしいというものです。

28ページに行きまして、39番は、地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用についてです。現在、変形労働時間制につきましては、一般の公務員の場合は1か月の範囲内とされているのに対しまして、公立学校の教育職員の場合は令和3年度から1年の範囲内での適用が可能とされることになっております。公立学校の教育職員と同様、1年の範囲内で認められるようにしてほしいという提案でございます。

最後の40番は、日本赤十字社の活動資金を地方公共団体が取り扱う際の法的な位置づけの明確化についてでございます。現在、地方公共団体では、日本赤十字社に協力し、活動資金の募集や受領等の事務を行っておりますけれども、現金を紛失した場合などの責任の所在が不明確でありますので、この事務について法的根拠を明確化し、歳入歳出外現金として取り扱うことを可能にしてほしいという提案でございます。

29ページの資料8は、今年の重点募集テーマに係る提案の状況を整理したものでございます。四角囲みの上のほうの補助金の関係では、80件の提案がございまして、内閣府と関係府省との間で調整を行う提案は52件、うち重点事項は3件となっております。主な内容は、交付決定の早期化などスケジュールの改善を求めるもの、添付書類の削減など事務手続の簡素化を求めるもの、地域の実情を踏まえた補助要件の緩和を求めるものなどとなっております。

下のほうのデジタル化関係でございますけれども、こちらは31件の提案がありまして、内閣府と関係府省との間で調整を行う案件は24件、うち重点事項は5件となっております。主な内容は、届出等のオンライン化とこれに伴う都道府県経由事務の廃止を求めるもの、マイナンバー制度による情報連携の対象情報の拡大を求めるもの、その他行政において整備する情報システムが保有する情報の利用拡大を求めるものなどとなっております。

最後に参考資料について、こういった資料であるかということだけ紹介させていただきます。ファイルを開いていただく必要はございません。

参考資料1は、本年提案のありました全259件の概要を一覧にしたものでございます。

参考資料2は、検討区分のうち、関係府省における予算編成過程での検討を求める提案、あるいは提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等の調整の対象とする提案、あるいは提案募集の対象外の提案などにつきまして、本年の提案でどのようなものがこれに該当するのかといった例をお示ししたものでございます。

参考資料3は、本年の提案募集に係るスケジュールの詳細版でございます。

以上、長くなりましたが、事務局からの説明を終わらせていただきます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

今年の提案募集に関わる状況を御説明していただき、スケジュール等々、さらには重点事項等々について御提案を頂戴したわけですが、ここで高橋部会長から今回の地方からの提案等々につきまして御発言を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(高橋部会長) 高橋でございます。

まず、オンライン参加になりまして、失礼いたします。実は、家族が週末に発熱をしまして、救急外来で風邪だと診断されたのですが、一応念のため、オンラインで参加させていただくことにさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本年度の取組について所感を申し上げることにさせていただきます。

事務局から御説明がございましたように、7年目となります今年度の提案募集におきましては、新型コロナウイルスの流行という、皆様が御多忙の中でも、250件を超える提案をいただいたところがございます。提案の数としては、昨年よりやや少ないものの、共同提案がほぼ半数になっているということになります。例年どおり、追加共同提案も多数いただいております、幅広い団体でも共通して直面している支障に基づく提案をいただいたものと認識しております。

提案の内容につきましては、昨年と同様に子ども・子育てや医療・介護、さらには土地等の有効活用に関するものをはじめとして、幅広い分野の提案をいただいたところがございます。改めて、情報の現場で解決が待たれている多くの課題があるということを確認した次第です。

それから、重点募集テーマ関連の御提案のうち、補助金関係のものが3事項、デジタル化関係のものが5事項、重点項目の中に含まれております。この点に関連いたしまして、デジタル化関係の案件につきましては、規制改革部局とも連携しつつ取組を進めてまいりたいと思っております。

提案募集検討専門部会としては、本年も充実した審議に努めまして、地方からの提案の最大限の実現に向けて検討を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました事項に関しまして、御意見、御質問を頂戴したいと思います。いかがでございましょうか。

どうぞ。

(小早川議員) 小早川でございます。

本年もまたこれから大変な作業が始まるのかなと思っておりますけれども、今の御説明を伺って、一般的な感想を2点申し上げたいと思います。

1つは、今回、事前相談に力を入れられたということで、これは大変注目すべきこと

であろうと思います。今までも事務局のほうで、提案団体に対して、提案を出す段階でいろいろとサポートはしておられたと思うのですが、今日のお話を伺うと、さらに踏み込んでアシストするとか、共同提案の方向をプッシュするということをしておられるということで、もともと地方の自発的な提案のシステムではあるのですが、ここまで定着してきて、特に、国の制度についての改善を進めていくということでもあり、国の側というか、内閣府の側も主体性を持って、国と地方の協力でもってそこを積極的にやっていくということは、大変結構なことではないかと思っております。これが1点。

もう一点は、提案団体のカテゴリーの表がありました。その中で全国的連合組織等からの提案というところの数を見ていたのですが、そんなに増えているわけでもないのですが、個別の御説明を伺っている中でもところどころ出てきていました。中核市市長会とかいろいろあるわけで、なるほどというような提案をしておられるというところがあったと思います。これは、特に、事柄がある程度普遍性を持った課題ということであれば、むしろ自然なことだと思うのです。個別の自治体だけではなくて、そういうところでまとめて検討した結果、その組織のレベルで対応できるものはそうするし、ここに持ち出す必要があるということであればそうする、そういう整理を経た上で持ってきていただくというのは、大変結構なことだと思います。その辺は、事務局のほうでも注意していただきたいと思えますし、私としては、特にそういう各種連合組織に対して、この制度を積極的に活用されるように、前向きにやっていただくように期待したいと思っている次第です。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

事前相談制等々を評価していただいた上で2点のコメントをいただきましたが、事務局のほうで、特に後者等々についてコメントはございますか。よろしいですか。もしもあれでしたら、高橋部会長から何かありましたら。

(高橋部会長) 今の御指摘も踏まえてしっかりやっていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

(神野座長) よろしいですか。

それでは、ほか、いかがでございましょうか。

どうぞ、御発言ください。

(三木議員) 長野県の須坂市長ですけれども、ウェブ会議で失礼いたします。

今、いろいろ事務局のほうから説明いただきまして、ありがとうございました。幾つか感謝申し上げたいと思えます。

今もお話がありました事前相談と追加共同提案につきまして、本当にありがとうございます。私ども市といたしましても、日頃気がついてはいるのですが、こういう形で改めて事前相談だとか追加の共同提案はないかということで投げかけていただければと、気づきができてきますので、本当にこの制度、特に追加共同提案はありがた

く思っております。その結果、共同の提案が多くなったと思っております。

それで、総括的に申し上げたいと思っておりますけれども、資料7の10ページを例に申し上げたいと思っております。

重点事項の案のそれぞれの子ども・子育ての病児保育と保育所における保育室等の居室面積に関する基準の見直しの2つなのですけれども、一つのポイントは少しでもよくする方向で検討していただきたいということでもあります。とかく、オール・オア・ナッシングという形で考えられる向きもあるのですが、今、実際に子供を預けている親御さんや子供さんにとっては、そのときそのときが勝負の年でありますので、ぜひ少しでもよくする方向で考えていただきたいと思っております。

そういう面では、後にもたくさん出てくるのですけれども、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に変更してもらいたいという声があるのですが、これも非常に大事でありまして、地方の場合には、「従うべき基準」ではとてもできないような場合、しかし、「参酌すべき基準」ですと守れる場合があるわけでありまして。

例えば、私ども須坂市でも提案しておるのですけれども、2番の保育所における保育室等の居室面積に関しましては、実は一部大都市圏ではこれを認められております。しかし、地方都市の場合には認められておりません。この認められなかった理由の一つとして、大都市の場合には土地の価格が高いものですから、増築することが大変である。ところが、地方都市の場合には土地の価格が安いもので、増改築することが可能であるということも理由の一つだと聞いております。しかしながら、私どもは子供の安全を考えまして、全ての保育園について耐震改修を厳しい財政状況の中、行いました。そこに、待機児童が数人出たからといって改めて増築することはとてもできないわけでありまして。そして、子供が一時的に増えた場合に、「従うべき基準」でなくて「参酌すべき基準」でやっていただきますと、保護者、子供にとって非常にメリットがあるということでもあります。

私は、国全体のこと、地方のことが共同してこういう形で少しでもよくなる方向でやってもらえればと思っております。今、申し上げましたように、時宜を逸しますと、その子供たち、親御さんにとってはそのときしかないかけがえのない時期でありますので、ぜひこの1番、2番についても一つの例としてお願いしたいと思っております。

1番の(2)におきましては重要な問題でありまして、看護師が常駐しなければいけないということになっておりますけれども、実際問題としてこれはほとんど不可能でありますので、近くに看護師等がいた場合には認めてもらうようにぜひお願いしたいと思っております。その他の「参酌すべき基準」等につきましてもお願いしたいと思っております。

長くなって恐縮なのですが、2番の問題につきましては、例えば地方の場合には、廊下の面積だとか園庭等が非常に広がっておりますので、そういう面からもぜひ基準の緩和という形で「参酌すべき基準」というものをトータルとして考えていただければと思っております。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。有益なコメントを頂戴しまして、感謝を申し上げます。

ほか、いかがでございましょうか。

勢一議員、どうぞ。

(勢一議員) ありがとうございます。西南学院大学の勢一と申します。

今回、御説明を頂戴しまして、示していただきました進め方については基本的に賛同いたしております。その上で何点か私からもコメントをさせていただければと思います。

まず、新型コロナの影響の大きい中でこれだけたくさんの提案を頂戴できたというのは、検討部会の構成員としても非常にありがたいと思っております。御関係の皆様にはお礼を申し上げたいと思っております。恐らく、提案団体の職員の方々、在宅勤務等厳しい状況の中で御検討いただき、また、分権室の職員の方々も同様の環境で御苦労くださった成果だと思っております。その点を心して受け止めて取り組んでまいりたいと思っております。

恐らく今後も在宅勤務などが多いような環境で、提案検討を進めていく必要があらうかと思っております。例年どおりのスケジュールで進めるということで、基本的には大丈夫ではないかと思っておりますが、やはり状況の変化等ございますので、このあたりは少し御留意をいただいて、地方の現場等にも配慮をお願いしたいと思います。恐らく文書等が在宅で参照できないとか、電話を自宅から各所にかけるということも大変だと思いますし、ネット環境も制約等があらうと思っております。私もここ数か月いろいろなウェブ会議のシステムを使って府省や地方自治体の会議に参加していますが、それぞれ会議システムが違いまして、今、私のパソコンに5つか6つぐらいウェブ会議のシステムが入っている状況で、時々調子が悪かったりということもございます。自治体のほうでもまだネット環境、ウェブ会議の環境等整っていない部分もあらうかと思っておりますので、その点についても御配慮とできれば御支援を御検討いただけるとありがたいと思っております。

併せて、もう一点、既に小早川議員から御指摘があった点ですけれども、今回、事前相談、特に資料5の7ページで御紹介いただいた、早期にいただいた事前相談の情報提供を新たに始めていただいて、それが共同提案等に結びついたとうかがいました。これは非常に有益な取組だと思ひまして、こういう取組をしていただいた工夫に感謝しております。

恐らく、これは制度を考えるきっかけを自治体の側が新たに得る部分もありますし、作業検討の効率化につながる上、提案の質の向上にもつながると思ひますので、このような取組は大変意味のあることであらうと思ひます。7年目になりまして、体制としてもさらに整いつつあるところは、ありがたく思ひます。

法制度の改善という点では、やはり地方と国とが共同して取り組んでいくというのが提案募集方式の根幹になると思ひます。国民、住民に対して、国と地方がそれぞれよい

制度を提案してつくっていく場として位置づけることができると考えておりますので、引き続き御尽力のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。建設的な御意見を頂戴いたしました。

それでは、平井議員、お願いできますでしょうか。

(平井議員) ありがとうございます。

本日も神野座長、また小早川先生、高橋先生、勢一先生はじめ、こうした有識者の皆さんから御議論いただくことに地方団体としても感謝申し上げたいと思います。また、北村大臣、大塚副大臣、藤原政務官、あるいは山崎次官をはじめ、お忙しい中、このように地方団体の意見を聞いていただく機会を取っていただきましたことに感謝を申し上げますとともに、今回、こうして取りまとめていただきまして、提案募集を進めていただいておりますことに感謝を申し上げたいと思いますし、法案取りまとめという大変難しい作業をしていただきまして、地方分権を前に進めていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

本来ならそちらにお伺いをして、今日は親しくお話し申し上げようかと思ったのですが、意外にこうしたネット参加が多かったものですから、もうしばらく東京に行くことをちょっと控えようかなと思いましたが、いずれGo To Travelキャンペーンが始まると思います。ぜひ、須坂市長のところとか、あるいは私どもとか、ぜひGo To Travelで遊びに来ていただければと思いますし、Go To 食べるほうもありますから、ぜひおいしいものを食べに来ていただければと思います。

それでは、私のほうから資料を2つ出させていただきました。簡単にその趣旨を御説明申し上げたいと思いますが、資料9-1、日本再生宣言というものを6月4日、全国知事会議のときに取りまとめをさせていただきました。30ページの下から7行目、8行目のところに書いてございますが、新型コロナ対策ということに関連しまして、法的制度の運用や改善検討が大変に私どもとしては焦眉の課題になりました。分権に関わることでありますので、ぜひまたお取り上げいただきたいと思います。

それを具体的に書かせていただきましたのが、資料9-2でございます。

32ページが一番下のところ、新型コロナウイルス感染症対策というものがあります。国と地方が一致結束をして、新型コロナウイルスの第1波と言われるものを今、克服しつつある。まだ、東京などで収まり切っていない状況もありますけれども、多くのところでゼロということになってきている。これは一つの成果だと思うのですが、それで明らかになってきた課題もあるのではないかと。地方の意見を十分に踏まえた対策を講じたり、あるいは包括支援交付金という医療系の交付金についても、特段の配慮をお願い申し上げたいということでもあります。

次のページになりますが、都道府県対策本部長を知事が務めることになっておりますが、十分な裁量権を与えていただく必要があったり、法的担保が必要でありますし、保

健所設置市との情報集約も大事なポイントになってこようかと思えます。

さらに、いろいろと各省庁で照会ものが多いでございます。これは政府のほうで、4月に我々のほうで要望しましたら、通知を内閣のほうから各省庁に投げかけていただいたわけではありますが、緊急事態ということになりますと、なかなか手間を取られるものですから、従来の照会ものなどに関わる時間がなくなるわけでもあります。そういう意味で、規制緩和や事務の簡素化、あるいは照会ものや計画づくり、こうしたものをぜひ抜本的に見直していただくことはできないだろうか、そういうチャンスでもあるのかもしれませんが。このようなことをいろいろとやった上で、第2波を迎え撃ちたいと考えておりますので、特段の御理解をいただければと思えます。

また、その下のほうですけれども、国と地方の協議の場というものも、新型コロナ関係では、西村大臣とは実に13回、加藤大臣とも5回ぐらい協議をさせていただきました。今までになかったことでありまして、こういう協議の場というものをこれからもしっかりと使っていただければと思えます。

また、次の34ページのほうであります、(1)「従うべき基準」は先ほど三木市長のほうからもお話がございました。さらには、(2)地方分権改革特区、(3)提案募集の弾力的な見直し、あるいは立証責任を地方だけに課することのないようにということなど、御意見を申し上げたいと思えます。

それから、36ページの上から2段落目ではありますが、空飛ぶ補助金と言われる都道府県を介さない、国が直接執行している事業があります。今回、持続化給付金とかは私どもは典型的ではないかと思っております。ああいうものをむしろ都道府県を通して我々のほうで執行させていただければ、非常に早く執行できたかもしれませんし、恐らく事業費的にも低く抑えることができるだろうと思えます。事務費などそうしたこと、最近はどうもGo To キャンペーンもそうありますが、国でとにかくやろうとされるわけですが、かえって、地方の事業との整合性の問題だとかがいろいろ出てまいりますので、ぜひこうした補助金の在り方をこの機会に見直していただければと思えます。

それから、下の4番の3つ目のポツ、4つ目のポツあたりでございます。これから、感染症対策、また、経済のV字回復というものを図っていくためには、地方の一般財源総額の確保が重要でありますし、財源保障機能と財源調整機能の両方が必要とされる地方交付税などの機能強化が重要でありますので、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

次の37ページでありますけれども、5番の1つ目、2つ目のところでございますが、国、地方が困難な課題に立ち向かうような、例えばこうしたCDCと言われる感染症対策、あるいはFEMAと言われます緊急事態管理庁など、行政組織の国、地方を通じた在り方というものも議論されるべきタイミングになったのではないだろうか。

また、今、全国知事会のほうで研究会を進めておりまして、小早川先生にもお世話になっておりますが、法律と条例の関係を今、議論しているところでありますが、法律が場合によっては過密になっているのではないかと、地方税財政の状況等々、根本問題につ

いても御議論をいただければありがたいということでもあります。

以上、6月4日に全国知事会議で議論させていただいたことでありまして、これまでの主張と重なるところもございますが、ぜひ御理解と御協力をお願いできればと思います。

そうしたことに基きまして、今回、具体的に259件の提案をまとめていただきました。若干コメントをさせていただきたいと思います。

まず、10ページのところは、先ほど三木市長がおっしゃっていただきました。ありがとうございます。病児・病後児保育のことでいえば、看護師さんの必置規制などがございますと、病気の子どもが預けられないということになります。これで本当にいいのかということです。

それから、保育所も大都市だけの問題ではないというのはもっともなことであります。今、例えば、感染症対策でソーシャルディスタンスを取りましようと言っています。でもソーシャルディスタンスが取れなければ、マスクをするような工夫があればいい、これが今の感染症対策であります。保育所もそうでありまして、どうして面積をリジッドに考えなければならないのか、その自治体独自のいろいろな工夫の余地というものをなぜ認めないのかということでもあります。簡単なことではありますが、なぜか抵抗が強いところでありまして、ぜひこうした「従うべき基準」について御配慮をいただければと思います。

同じようなことは14ページで、小規模多機能型居宅介護であるとか訪問看護ステーション、多分須坂市長さんも同じような感覚だと思いますが、こういう福祉系や医療系は非常に多くの規制がありますが、これがあるばかりに行政サービスが提供できない、医療過疎になってしまうなどの課題が出るわけでありまして、ぜひ御配慮いただければと思います。

また、同じような医療系で言いますと、16ページの16番、17ページの19番といったものもございます。16番はマンモグラフィーの集団検診で医師が絶対にいるというわけです。これが必置されてしまいますと、結局検診機会が得られないことになる。

それから19番であります。難病法の特定医療費の支給要件も、都道府県が関与する仕組みなどをわざと作っているわけでありまして、これが自由に診療先を選べない、受診先を選べないことになったり、これを廃止すれば手間を省けることにもなるわけですから、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

それから、重要なことといたしまして、順番が前後することになりますけれども、27ページもぜひ御検討いただきたいと思いますということがあります。37番のほうは先ほどちょっと申し上げましたが、計画などの必置規制が多いわけです。これは福島県さんの例を挙げておられますけれども、例えば、地球温暖化対策法とか、それから最近、気候変動適応法というものができました。どっちも計画を作れというわけです。ほぼ同じ内容です。これは、多分、国会の都合でわざわざ政治姿勢を示すために同じような法律が2本出て

きたと思うのですけれども、そのたびに計画を作らされていると大変ということです。これが典型なのですが、先ほども申しました点でありますので、ぜひ御検討いただきたいということです。

特にお願いを申し上げたいのは、38番のところであります。まず、新型インフルエンザ等対策特別措置法など、国と地方の関係に関わる重要な事項が今回の第2波を迎え撃つ新型コロナ対策であるわけでございます。もし、可能でありましたら、これは6月1日締切りで政府のほうで、この国・地方の関係、分権のことを提案募集ということで出したわけですが、みんな5月中までは忙しかったわけでありまして、とても出す暇がない。兵庫県さんがいろいろと手間を割いてやってくださったようでもありますけれども、実は、全国知事会の総意として、この新型インフルエンザ等対策特別措置法とか保健所の運用に関わる感染症法あるいは地域医療の法律等々で課題を感じているところがあります。この夏、勝負をかけて制度改正をできるものはぜひ踏み込んでいただきたいというものがございまして、締切りが6月1日にかかっていますが、むしろ、今年度でありますので、ぜひ重点事項として新型コロナ対策についてもう少し間口を広げていただきまして、至急集めろというのでしたら私も至急集めますが、また提案させていただきたい、考えていただきたい事項がございますので、御理解をいただければと思います。

ここに兵庫県の例が書いてございます。ちょっと細かい話で皆様は分かりにくいかもしれませんが、新型インフルエンザ等対策特別措置法というものを今回、新型コロナ対策で借りてきたのです。実は、ここに大きな問題が本来あったのだと思うのです。

これは、もともと感染症対策を取るときに、都道府県が保健所設置市の分も含めて総合的に対策を取るとか、あるいは氏名公表も含めた強制手段などもありまして、感染症法よりも強力な対策が取れるように作ってある法律でありまして、これを借りてくることはそれなりにメリットは当然あったと思います。

しかし、第45条という条文がございまして、これで要請をすとか指示をすということがあります。これに新型インフルエンザを想定した施設を列挙することを政令に委ねまして、政令のほうでこういう施設をやってくれというものを書いてあったのです。これはインフルエンザ対策で作ってあったのです。ですから、最近ようやく問題になってきましたが、劇場とかあるいはデパートとかいうものを、インフルエンザ対策ですと、感染力があるのでパーっと広がるのです。ですから、いろいろな人が集まる大規模なところは閉めましょうという意味で、制度が作ってあって政令もできているのです。

しかし、新型コロナは別のうつり方をするのです。これは一度にパーッと広がりはしません。広がるのは密になったときであります。密集、密閉、密接であります。つまり、狭いところなのです。1,000㎡以下は基本的に対象外としていたわけですが、1,000㎡以下のものがむしろ重要なものかもしれない。しかも、デパートとか、劇場のようにみんな前を向いているところ、映画館もそうでありますが、そういうところでこう

したクラスターが起こったかというところ、そういうことはあまりないのです。

ですから、本来であればこういうところに、というところが別の考え方があり得るはずであります。しかし、これは考え方を借りてきたわけです。これで、最初に東京都と政府とでやり合ったものですから、対象を広げたいという東京都側の要請があったのでしょう。全てのこういう施設を一斉に休業要請の対象とするようなことが全国に広がってしまったわけでありまして、果たしてこれが合理的だったのかどうかということについて、これから見直しをしていく必要があるわけです。

しかも、このことで第45条の対象とするときに、非常にリジッドにこういう政令の解釈なども含めて政府協議が国の基本的対処方針の中で義務付けられてしまっている。さらに、これを第45条の手前の第24条のところ、比較的緩やかに都道府県が要請できるはずの総合調整権に基づく協力要請ということも協議対象として、それに第45条に基づく政令の施設でないと、原則としてそういうことは第24条の行使もできないという、我々からすれば奇妙な解釈で、実は政府は運用されているわけです。これで、自由闊達に機動的に、例えばピンポイントでああいう対策を打ちたいということができなくなってしまっているのです。ぜひ直していただきたい。

そういう意味で、国と地方の権限関係に関わることでありますので、検討いただきたいということがありますし、本来であれば、こうしたことに関わる強制力のある手段についても法整備が必要でありまして、ここには特措法の関係が書いてありますが、感染症法とか地域医療の法律なども含めまして、そうした対策を取っていただければということがございます。この点は非常に重要でありますので、できれば重点事項として地方側と再協議をしていただく、ないし追加募集をしていただいで、早急にこっちで出せというのであれば、もう少し第24条のことなども含めて出させていただきますので、まとめて協議いただけるとありがたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症という未知の病への感染症対策、それから、既に経済活動や社会活動と有機的に関連づけて対応していかなくてはいけない段階に入っておりますので、御提案いただいたことも含め、座長代理や専門部会長と相談しながら、弾力的にどうにか対応できることができれば事務局とも相談しつつ、門前払いでぱっと切るようなことではなく、対応できる方法を考えさせていただければと思っております。

ほか、いかがでございますか。御発言ございませんでしょうか。

どうぞ。

(坂口議員) 神野座長、また高橋部会長をはじめ、議員の皆様、また本日御出席の北村大臣、大塚副大臣におかれましては、今年も新たに提案募集方式がスタートするということが皆様のお力添えをいただきますことに心から感謝申し上げます。

今月10日に公布されました第10次地方分権一括法では、地方3団体共同提案の市町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県同意の廃止、町村が実施する森林の

土地に関する調査結果を林地台帳に反映する見直し、これら地方公共団体に関する9法律の実現に御尽力いただきましたことを、関係者の皆様に重ねて感謝を申し上げます。

私のほうからは今回の重点事項について、さきの第40回地方分権改革有識者会議で私から意見を申し上げ、平井知事にも御助言をいただいた、計画策定の義務付けの見直しに係る提案を加えていただきましたことを大変ありがたく思っております。ぜひともこの見直しを進めていただきたいと思いますし、人口が1,000人未満の小規模自治体も町村には多くございますので、これをきっかけとして、実質的な義務付けも含め、今後、より多くの見直しを求める声が上がってくるのではないかと思っております。ぜひその声をお酌み取りいただき、提案の実現にお力添えをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

ほか、いかがでございましょうか。

オンラインで参加していただいている議員及び部会の皆様方の中で御発言があれば頂戴したいと思います。いかがでございましょうか。よろしいですかね。

市川議員。

(市川議員) 市川です。

今回の提案募集の点につきまして、まず、皆さんからいろいろお話がありましたとおり、見かけの数字上、提案の件数は減っているというものの、新型コロナウイルス禍においてこれだけの作業をしていただきました。特に、事前の内容共有を進めたことで、共同提案が増加しているということは非常に評価されますし、また、新規の市区町村の数も増えているという意味では、提案制度は広く深く深化しながら定着してきているかなと思っております。事務局の皆さんの御努力に本当に感謝いたしますし、御検討いただいている専門部会の皆さんには敬意を表したいと思います。

また、いろいろと提案内容の類型化や分析もしっかりしていただいておりますので、課題が非常に分かりやすくなっています。そういう意味では、個々のテーマから、仕組みや形で変えていけるようなものも出てきているのではないかと思います。

例えば以前から議論が重ねられているように、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更の話は毎回議論になっております。以前にもお話していますが、これはむしろ国のほうからも、自らの業務の改善あるいは質の向上に向けて「参酌すべき基準」に緩和できることはどんどん提案が出てきてもいいのではないかと感じています。

それから、デジタル化の話は今回のコロナの環境の中で一気に進んでいく部分でもあります。情報の共有化、データの共有化、押印の議論もありますけれども、事務処理の中身がデジタルやデータを前提にしたベースでどうあるべきかということが今後の改善上の重要なポイントになると思います。類型化で整理していただいておりますけれども、やはり業務の棚卸しというものをしないと、デジタル化のメリットが見えてこないところ

ろがありますので、普段の業務の中で進められるものはどんどん進めながら、提案に結びつけていただきたいと思います。

あと、支障事例については地方公共団体からいろいろ出てきているのですが、私は住民とか地元の皆さんのほうから地方の行政に対する改善の要請というものが実は同様にたくさんあるのではないかと考えていまして、ぜひ各地方公共団体におかれても、地元の皆さんとの会話、情報の共有化、地元の皆さんからの提案、改善を受け付けるような仕組みをもっと深く御検討いただけたらと思います。

今後の方向性の話に関しては、地方の課題解決に向けて、必要な要素は整理していただいておりますけれども、特に私はネットワーク化、つまり広域連携に関わることと住民の参加というものは地方公共団体の地元が自ら努力して強化しないと成し遂げられないと思いますし、なおかつネットワーク化や住民参加を進めないで地方の活性化につながらないと感じております。

地方の人的支援が不足して、フルセット型の住民サービスが単独の自治体だけでは非常に難しくなっている現状を、住民の皆さんにもしっかり認識していただいた上で、公共私とともに問題解決に取り組むこと、すなわち、住民との対話、情報の共有化を進めることが大切で、この点においては、今回の議論とは少し離れますけれども、地方議会の位置づけですとか果たすべき役割というものが重要になってくると思います。

こういう住民との共通認識の下に、地方公共団体の広域連携や公共私連携を具体化されることが必要になってきます。これらのプロセスを進める上で、新技術の対応や標準化、そういうものを通してストックの適正化、最適化に向けて取り組んでいくことがこれから大切だと思っていますので、提案募集の議論を進める中でこういう認識を共有できればいいかなと考えております。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ほかは、どうぞ。よろしくお願いします。

(谷口議員) ありがとうございます。議員の谷口です。

今年もたくさんの提案を自治体の皆様にしていただき、それを事務局が支援していただいたことに感謝いたします。これからまた夏に向かって提案募集検討専門部会の先生方、また国の皆様方がコミュニケーションされるということで、こちらに関してもいつも恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

今次の提案の段階での資料を見せていただいて、私も先生方がおっしゃったことに同意するものでございます。

2点ほど感じましたのは、まずはそういった参酌基準化といった、様々な行政サービスを維持するためにも条件を緩和する、あるいは自治体の自由度を高めるといった求めは継続して多いということも感じましたし、既に試みられているとおり、そもそもルールであるとか制度が、何をどういった機能を守ることを意図してつくられたものかとい

うことに立ち返ると、それが確保されないときには、別の工夫でどういうふうにかバ
ーするかといったことが今までも検討されてきたと思います。

先ほどの病後児保育の例で言えば、看護師の常駐が難しい場合には、近隣のクリニッ
クですとか病院の看護師さんと連携が取れるかどうか、あるいは、庭とか園庭が確保で
きない場合には近くの公園が算定できるのではないかとといったような、そもそもの機能
に対して何で置き換えができるかといった工夫をしっかりと考えてくださってきたのか
なとも思います。

先ほどの居室面積等に関して言うと、乳幼児、ゼロ、1、2歳の居室というものは非
常に広く取らなければならないことになっている背景には、恐らく体の発達のためにハイ
ハイをしなければいけないとか、あるいは外に出て遊ぶのが難しいといった点もある
かと思います。そうであるとすれば、体の発達を促すような遊び、体操、マッサージ、
いろいろなことを保育プログラムに入れていただくような形にすることで、何とか居室
の面積で確保するような部分の置き換えができないか。ぜひこれからも機能の置き換え
といった工夫を認めていただいて、進めていただければというのが1点です。

もう一点目は、先ほど市川先生もおっしゃいましたが、今回の提案募集の後半部分で
は、情報の共有化、データ活用、あるいはマイナンバーカードを利用した行政の簡素化
や効率化を進めるために、いかにして情報やIT技術を使っていくかといった視点は、お
っしゃるとおりコロナの状況の中でさらに求められていくと思います。恐らく来年の提
案にはそういったものが増えるのではないかと想像しますし、今の状況というものは、
我々の仕事の在り方や行政社会の仕組みに対して大きなインパクトを与えていると思
います。

最後に言えることは、今、自治体の行政と国とのやり取りという形で提案がなされて
いますけれども、ぜひこれからは今次の地方制度調査会の答申にも出ているとおり、多
様な主体が連携するということを地方自治の一つの方向性と捉えれば、NPOとか市民団
体、あるいは企業といった多様な主体が自治体と一緒に活動するときに障害にな
っているものをいかに外していくか、どう提案主体を広げていくかという点も考慮して
いくべきと思いました。

以上です。

(神野座長) 大橋先生、御発言いただけるということでございますので、お願いいたし
ます。

(大橋構成員) 大橋でございます。

今年の新しい点として、重点課題を示していただいたというのがとてもありがたくて、
そういう観点から見せていただきますと、やはり今回コロナで問題になりました情報、
行政手続の遅れということに関わるものが多いので、ここは力を入れてやっていき
たいと思っております。

今までの日本の公務員の方の基本的な仕事の仕方のスタンスとして、手元に紙媒体を

全部そろえてやると気合いが入って仕事ができるというイメージを前提にした立法なり運用が多かったような気がして、せっかくオンラインシステムがあっても、わざわざ同じ情報を国民に取りに行かせて、国民は一手間大変な思いをするし、また、証明させられる他の行政機関はまたそれで仕事をさせられるという形で、せっかく国が税金を使って投入したオンラインシステムが使われないようなことになってしまっている。こういうことが根底にあるような提案がデジタル化とか補助金に関するところでは非常に多く出ていますので、今回もコロナの問題でそういう点の遅れは痛感いたしましたので、それを解消するような形での取組をしたいと思います。

あと、今回新しい仕組みでオンライン資格確認システムというものが出ておまして、これについて、これから整備されるようではすけれども、地方公共団体のほうからこんな使い方ができるとかこんな利用の仕方をしたいという提案が出ております。やはりこういう情報システムは利用者が気持ちよく幅広く使えるのがいいと思いますので、ぜひそのような提案と取り組んで、来たるべきオンライン資格確認システムを有意義なものにするという観点からも提案に臨んでいきたいと思っております。

最後に、先ほど平井先生から御指摘があった点なのですが、兵庫県から措置法についての提案が出ておまして、兵庫県がおっしゃる情報や提案に基づいて議論することがいいのか、それとももう少しほかの都道府県とか自治体の方の御意見も伺って対応したいというところもございまして、先ほど御検討いただけるということでしたので、どのような形を取るかは部会長とか神野先生にお任せいたしますけれども、もう少し広く自治体からの情報や提案で追加のものが出てくるような形にさせていただくと議論しやすいかなと思えました。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

私の不手際でもって時間が大分過ぎております。一わたり御意見を頂戴いたしました。資料6及び7を御覧いただいて、今後、提案募集検討専門部会で検討していただく重点事項については、御意見を一わたりお伺いした結果として、事務局のほうで御提案いただいたような形で進めさせていただきたいということについては、特に強い意見がなかったのではないかと思います。

ただし、コロナ感染症という未知の病に襲われていて、そもそも分権改革をどういふふうに進めるかという未来への危機的な状況が続いている中で、新型コロナウイルス感染症という未知の病に襲われましたので、火急に検討しなければならない課題等々があるかと思えます。ここで検討しなければいけない問題か、あるいはここで検討するような制度改革に関わるような問題なのかも整理して書かなければなりませんので、今までいただいている重点事項を少し膨らませるような形で対応できるのか、新たに何らかの形で御意見を再募集するような形にするのか、それが無理かもしれませんので、何分にも時間のプレッシャーのもとで動かしていかなくてははいけません。

その点を検討させていただくということをお約束した上で、本日はとりあえずお示しいただいた提案募集検討専門部会で検討する重点事項については、この案で進めさせていただくことにさせていただいてよろしいでしょうか。もちろん、先ほど申し上げましたように、大きく変更するようであればまたこの委員会等々を開催しなければなりません、私のほうで考えさせていただいて。

後藤先生、失礼いたしました。

(後藤議員) 御無沙汰しております。

ただ今の、神野座長の取りまとめで何ら異論はございませんが、今日の資料でまだ御紹介いただいていた御参考という資料にかなり重要なことが記されていると思っております。すなわち7年目を迎え、提案募集方式は十分に定着して大きな成果を上げていると私も認識しておりますし、今期も多くの提案が寄せられて、重点事項として取りまとめられるということで、非常に良いと思っております。

一方で、今後の方向性という議論をどこかでやっておかないと、地方分権イコール提案募集になってきているような気がするのです。ですから、提案募集の成果を最大限生かしつつ、さらに地方分権を進めていく方向性、先ほど市川議員も紹介されていた4つの今後重要な観点として、ネットワーク、新技術、標準化、ストックの適正化が挙げられておりますが、そうした大きなテーマの中から、個別の支障を解消するというこのみならず、もう少し俯瞰的な議論をしていく必要があるのではないかと考えております。

今回のCOVID-19の状況の中で、私も首都圏の3,000人のテレワーカーにアンケート調査をしておりますが、テレワークは確実に定着することが確認できております。そうした中で、居住地を郊外、地方都市に移して良いと考えていらっしゃる方もかなり出てきているようで、これまで都市化の波が引き潮になって今後、郊外で、空き地・空き家が多数発生する中で、そのあたりをどうしようかという議論をしていたのですが、またそこに別の波が寄せ返すような状況にもなっていて、そうした農村と都市の間を今後どのようにしていくのかが待ったなしで問われる時期に来ているのではないかと考えております。

この地方分権改革有識者会議でも、農地農村部会とか地域交通部会といったものを立ち上げて、大きな議論をしてきておりますが、そうしたものをぜひ生かすような機会をつくっていただき、今後の方向性を御議論できればと思っております。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

貴重な御意見だと思いますが、今後の方向性等々については、議員及び委員会の皆様にはお送りしているかと思いますが、御議論いただきました方針についてはお示ししております。

ただ、おっしゃるとおりのところがございますので、私たちはこの新型コロナウイルスが突きつけている危機を乗り越える過程で社会学習をやるということは明らかです。

どういう形で社会学習をして、その社会学習の履歴効果、後に残る効果を次の社会にどうやって反映していくのかということを考えながら進めていかなければいけないと思いますが、この間、別件の制度改革で申し上げたのですが、これは2、3年見ないと落ち着きようが見えないかなとは感じている大きな転換期になるのではないかと感じておりますので、後藤先生の非常に大きな問題を含めて、少し状況を見て、次の時代への見通しが見えてきた段階、もちろん、やみくもに走るのではなく、予言の自己成就という社会心理学の言葉があるように、私たちはいつも未来はどうあるべきかということを考えて行動していかなくてはならないので、恐らくこの過程で、集中から分散へという言葉で表現されるように、学習効果としてかなり分散システムになるということは見えていますが、具体的に議論していくのは、今年に分権改革について言えば重点項目をこの形で絞らせていただいて、少し大きな社会学習とか何とかを踏まえながら、状況が見えてきた段階で、また来年度なりなんなりを始めるときに検討させていただくということでもよろしいでしょうか。

つまり、その意味は、既にまとめた段階なのでということでございます。いいでしょうか。一応ここで合意した上で進めようとしていた矢先にコロナ危機が襲ってきたということでございますので、そのように対応させていただければと思います。

(後藤議員) よろしく願いいたします。

(神野座長) それでは、次の議題もでございますので、とりあえず先ほど申し上げましたように、資料6と7に基づいたことで専門部会のほうでスタートしていただくということと、ほかに広げるべきテーマとかがあるようであれば、それは別途どういうやり方で拾っていくのかを考えさせていただければと思っております。よろしいでしょうか。それで御了承いただければと思います。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、北村大臣は御公務がございます。御多忙のところ、わざわざお越しいただきましたが、ここでもって北村大臣は御退席されます。

どうもありがとうございました。

(北村内閣府特命担当大臣退室)

(神野座長) それでは、次の議題、その他と書いてあるところですが、事務局から資料10から14に基づいて御説明いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(宮地次長) 分権室次長の宮地でございます。

議題2の資料ファイルの1ページ目、資料10「義務付け・枠付け」及び類似条項の整理について説明申し上げます。

この「義務付け・枠付け」の見直しにつきましては、この有識者会議や国と地方の協議の場などでたびたび御指摘をいただくとともに、全国知事会の研究会で検討が行われるなど、昨今改めて問題意識が高まっていると認識しております。法令に基づく「義務

付け・枠付け」、それに類似した条項に関する情報を私ども内閣府地方分権改革推進室で整理しまして、ホームページ上に公表することにより、今後の分権改革に向けた検討材料とするとともに、改革機運の一層の醸成を図ることとしていきたいと考えております。

今回、整理しようとしております範囲は、1点目が計画の策定及びその手続の地方公共団体への義務付けに関するもの、2点目は施設・公物に対する設置管理基準に関するものでございます。類似条項といいますのは、自治事務に関する法律の条項でありまして、義務を課している条項のみならず、努力義務を課す条項、任意の取組を促す「できる規定」等。施設・公物設置管理基準につきましては、「従うべき基準」のみならず、「標準」あるいは「参酌すべき基準」とされている条項も対象として整理していきたいと考えております。

また、規定の種類、義務・努力義務・任意であるとか、「従うべき基準」・「標準」・「参酌すべき基準」等の区分、それぞれの規定の制定・改正の履歴や、条項数の推移などについても整理を行ってまいりたいと考えております。また、整理した情報については、定期的に更新していきたいと考えているところでございます。

今後の進め方でございますけれども、地方分権改革推進室におきまして、規定の洗い出しや整理を行った上で、関係府省の御協力を得て確認・精査を行い、今後、有識者会議において整理の状況を御報告し、御議論いただきたいと考えております。

資料10については以上でございます。

続きまして、資料11、ファイルの2ページをお願いしたいと思います。

令和2年提案募集における地方支援の取組実績を簡単に御説明させていただきたいと思っております。

令和2年の提案募集に向けまして、昨年6月から今年の2月まで9か月間でございますけれども、地方公共団体の職員向け研修などに努めてまいったところでございます。

特に、都道府県主催の研修会、あるいは各都道府県における町村会主催の研修会等に私どもが講師を派遣し、結果として昨年度9か月間で全市区町村の46%に当たる803市区町村の職員の方が研修会等に参加いただいたところでございます。このうち、132市区町村が提案に至ったということでございます。

併せまして、中段の「2. 提案検討支援ツールの充実」というところの②で書いてありますけれども、成果事例集の新規版の発行であるとか、成果事例動画を今年の4月から新たに公開したりという取組もさせていただいているところでございます。

3ページは、今年度の全国の市区町村からの提案の状況でございますけれども、累計で全市区町村の約3分の1に当たる市区町村がこれまでに提案募集を活用されたということになってきたところでございます。

4ページは、個別の例ということでございますけれども、①は石川県が主催した市町村向け職員研修をきっかけに、支障事例等を取りまとめた上で提案に至ったもの。②は

内閣府の職員の個別訪問の際にいろいろ相談したことをきっかけに提案に至ったもの。
③は旭川市が中心となりまして、定住自立圏を構成する近隣町との合同職員研修を実施し、その研修の中でいろいろ話題になったことが提案に至ったという例でございます。

5ページでございますけれども、これにつきましては、この4月から公開しております提案募集方式による成果事例動画でございます。1つは罹災証明書の交付の迅速化の関係、もう一つは農林漁業体験民宿業における客室面積要件の緩和の関係でございますが、今後、こういった題材を増やしていき、今後の地方公共団体向けの研修などに積極的に活用してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

(神野座長) 引き続き、お願いいたします。

(菅原次長) 続きまして、菅原でございます。

資料12でございますけれども、これまでの対応方針のフォローアップの状況を3月31日現在でまとめたものでございます。これまでの対応方針におきまして、令和元年又は元年度中に結論を得ることとされていたもののうち、まだ結論を得られていなかったものが21事項ございます。また、過去の対応方針におきまして、令和2年以降に結論を得るとされていたもののうち、期限到来前ではありますけれども、結論を得られたものが1事項ございます。

時間の関係上、個別の説明は省略をさせていただきますが、概略を申し上げますと、全22事項のうち、「検討した結果、措置を講ずることとしたもの」が12事項、「検討した結果、措置を講じないこととしたもの」が3事項、「検討が遅れており、検討期限までに結論が出ていないもの、あるいは検討した結果、検討期限までに結論を得ることが困難であり、引き続き検討を進めることとしたもの」が6事項、「提案で見直しを求めている制度自体が廃止されたため、結論を得ることができなかったもの」が1事項となっております。まだ結論が出ていないものについては、引き続き、事務局でフォローし、次回の会議に御報告させていただきたいと思っております。

次に31ページまでお進みください。資料13は提案募集方式により改正された制度等の地方公共団体における活用状況調査の結果についてまとめたものでございます。前回2月の会議で、平成30年度実施分について御報告したところですが、今回は令和元年度実施分について御報告するものでございます。

「Ⅰ 調査趣旨」にありますように、提案募集方式により改正された制度等が、各地方公共団体で利活用されているか定量的に把握するため、「Ⅱ 調査期間」にありますように、令和元年10月から令和2年3月にかけてアンケート調査を行ったものでございます。今回の調査項目は、「地方版ハローワークの創設」から「災害援護資金制度の見直し」まで7項目ございまして、都道府県、市区町村別の活用団体数や活用していない場合の理由などについては、次ページ以降にそれぞれ記載いたしてございます。

なお、この調査結果を踏まえまして、地方公共団体における実施状況及びその効果等

を明らかにするため、昨年度に引き続きまして、総務省行政評価局に調査を依頼しており、その調査結果につきましては総務省行政評価局から説明をしていただきます。

(竹中評価監視官) 総務省行政評価局の竹中でございます。よろしくお願いいたします。

資料14、36ページを御説明いたします。

この資料は内閣府と連携して提案募集方式により改正された、地方版ハローワーク、公営住宅入居者である認知症患者等の収入申告義務の緩和、災害援護資金に係る各種見直しの3つについて、今年の2月から3月にかけて総務省が運用状況について調査いたしました。協力いただいた地方公共団体には感謝いたします。

38ページを御覧いただくと、地方版ハローワークの創設の前後の制度について説明しております。

39ページからが調査結果となります。11団体について調査を行いました。地方版ハローワークは計18か所、一体的実施施設は計7か所開設されておりましたが、その中で第6次一括法の施行後に事業内容等を見直し、新たにスタートさせたものが8団体計16か所ございました。40ページから42ページは調査した地方版ハローワーク等の特徴的な取組を紹介しております。御参照いただければと思います。

次に43ページ、公営住宅入居者の中で認知症患者等の収入申告義務を緩和する制度改正の関係でございます。

44ページからが調査結果となります。この制度については、16団体を調査しましたが、全て条例改正をしておりました。ただし、申告義務の免除実績があるのは11団体でございます。実績のない5団体については、右にも触れておりますが、日頃から戸別訪問により入居状況を把握しているために実績がないということでもございました。また、認知症患者の確認方法は、下の表のとおりとなっておりますが、実際の運用上は申告義務緩和の対象者の把握が難しいことから、3団体については認知症患者に準ずるものについては対象としていないということでもございました。

45ページ目はこの制度の活用状況でございますけれども、一番特異な例を御紹介しております。申告義務免除対象者の家賃が1か月当たり前年に比べて4万5800円下がったという例が最大の例でもございました。

46ページからが災害援護資金に係る各種見直しの関係でございます。

47ページの①が条例の改正状況です。12団体を調査いたしました。10団体は貸付利率、連帯保証人、月賦を認める償還方法の3事項について見直しを行っております。2団体については、3つのうちどれかを改正しているという状況でもございました。特定事項について、条例改正をしない理由も表に記載しております。

下段の②は貸付利率、保証人の有無の状況を記載しております。「貸付利率を一定の利率に設定」の欄を見ていただきたいのですが、利率が3%の団体が1団体ありました。これは利率を3%以内として従来の条例を改正しておりましたが、規則であえて3%としているものでございます。

48ページは実際の貸付状況です。制度の貸付対象となる災害が起きたのは9団体で、平成31年4月から令和2年1月までに計240件の貸付実績がございます。利率が3%未満の貸付けが239件、月賦による償還のものが162件となっております。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局のほうから御説明を頂戴した項目につきまして、御質問、御意見があれば頂戴したいと思います。

とりわけ、時間の関係もございまして、資料10で御説明いただきました「義務付け・枠付け」及び類似条項の整理について(案)というものについて御意見があれば頂戴したいと思います。いかがでございでしょうか。

どうぞ。

(小早川議員) 一言だけ。資料10で、努力義務を課す条項、任意の取組を促す条項、これについて調べるといことを言われておまして、これは全く大事なことだと私は思います。私は行政法を研究しておりますけれども、努力義務を法律で定めるというのはどういう意味なのだろうかということをお前々から思っておまして、しかも、民間に対するのと自治体に対するのとでまた意味は違うのかもしれないと思うのですが、ぜひそこを掘り下げた検討、分析をお願いしたいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

ほか、いかがでございでしょうか。

坂口町長、お願いいたします。

(坂口議員) 先ほども申し上げました「義務付け・枠付け」の整理についてでございますが、簡単に申し上げまして、町村職員が国からの調査・照会に対応する業務に追われるということが非常に多くございます。地方制度調査会の答申にも出ている中の一つですが、プラットフォーム・ビルダーへの転換を推進するうえでも、やはり地域住民の方々と向き合う本来業務に支障を来しているという事例もたくさんございます。そうしたことで町村の実態にそぐわない「義務付け・枠付け」と併せて整理の対象とすることをぜひとも御検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございました。

ほか、いかがでございでしょうか。

どうぞ、平井議員、お願いいたします。

(平井議員) ありがとうございました。

資料10、非常によく方針を出していただきまして、感謝申し上げます。

小早川先生や坂口町長からもお話がございましたが、重要なことでありますので、ぜひこの方針で取りまとめをしていただければと思います。

ちなみに、小早川先生からお話がございましたが、努力義務がどういう作用を及ぼす

かということでありませけれども、はっきり申し上げて、市長さん、町長さんも同じだと思えますが、努力義務だからやらなくていいということにはなかなかかなりにくい。政治的あるいは行政サービスとしての説明責任を果たすという意味では、義務が課されている以上、それが法的な強制力のある義務であろうが、強制力はないけれども、義務として何々しなければならないと書かれていようが、効果は一緒であります。結局手間が増える、やるべきことが増えるのです。

ただ、各省庁側、あるいは国会議員の先生もそうかもしれませんが、努力義務なのでとりあえず書いておけばいいと考えられがちではないか。むしろ、それは努力義務を課したことで、申し訳ないのですけれども、説明責任を国のほうが逃れると思っておられるのではないかという感じがいたすわけです。

ですから、このへんも網羅的に見直しをしていただけると、国・地方関係も大変スムーズになると思えます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

ほか、いかがでございますか。

それでは、どうもありがとうございました。そういたしますと、御意見を頂戴いただきましたが、「義務付け・枠付け」及び類似条項の整理については、今、いただきました御意見は進める上での注意事項等々でございましたので、御意見を尊重しながら原案どおりに進めていただくということでよろしいでしょうか。

(首肯する議員あり)

(神野座長) それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、予定の時間を少しオーバーいたしましたけれども、最後まで御臨席いただきました大塚副大臣からお言葉を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(大塚副大臣) 議員、構成員の皆様、大変有益な御意見を賜りまして、ありがとうございました。

いろいろ御意見をいただいた中で、平井知事からいただきましたコロナの関係は、6月1日の締切りでは間に合わないということがございまして、一方で一括法の準備などで遅れてはいけないというスケジュール上の都合もあるわけでありませ。ただ、コロナのことについて、インフルの特措法などについても、このまま放置しておくほかの部分で作業が進んでしまします。せっかくの地方の御意見を賜ることなく、うまく吸収することができないまま進んでしまうのも非常に問題だと思っておりますので、何か別トラックでも吸収できる方法がないかというものを少し事務方にも検討してもらいたいと思えます。一括法が遅れないようにしながらということになるかと思えます。

それから、私がもう一点気になっておりますのは、デジタル化の関係も重点募集としているわけですけれども、31件の御意見があったということですが、若干少ないかなという印象を持っておりまして、特に今回のコロナ対応などでもっとあぶり出されている

ところもあるのだらうと思います。これも日程が許せば再募集したいぐらいではあるわけですが、なかなかそうもいかないという一方で、デジタル化を地方のシステムを含めてどういうふうにしていくかという議論がほかでどんどん進んでしまうということもございます。この辺も、コロナ対応と同じだと思えますけれども、もし別トラックで追加で吸収できる部分があれば、吸収していければいいかなと思っているところもでございます。

議題2の話でございますけれども、いろいろな計画策定義務が地方で大変な手間を生んでいるという話と、参酌基準化のお話がありました。今回、一定の方向性をまとめさせていただいているわけでありまして、各府省の協力を得て確認・精査を行う等と書いてあるわけでありまして、事務方も書いてある言葉以上にぜひ強力に進めていただければと。各府省協力を要請するという姿勢でどこまでついてくるかということもありますので、強力に協力させるという姿勢でやっていきたいと思っております。また、これはほかの内閣府の規制改革などにも関わる部分もありますので、そういったところともしっかり連携をしながら、地方分権のところで吸収した情報をほかの会議とも共有して成果を出していくということをしていきたいと思っております。

それから、今後の方向性についても議論をしていくべきではないかという声もあったわけでございます。私もそのとおりだと思っております、年々のこういう毎年の提案募集についてはしっかり仕事を進めながら、もちろん地方分権改革は提案募集だけではないと私も思っておりますので、これについてももしっかり検討を進めていきたい。

先ほど、デジタル化のこととも絡めて思っておりましたのは、提案区分についてもそもそも権限移譲と規制緩和の2つの区分しかないということになりますけれども、この2つに必ずしも関わらない、権限移譲とか規制緩和という表現では収まらないようないろいろな御提案の種もあると思えます。それを区分で区切ってしまうことによって吸収できなくなるということもあるのではないかなと。特にデジタル化周りではそういうことも多そうだなという気もしておりますので、この提案区分についても今後見直しを考えていければと思っております。

いずれにいたしましても、大変有益な御意見を有識者の皆様からいただきました。しっかりこれが実現できるように内閣府としても頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

力強いお言葉を頂戴いたしまして感謝申し上げます。

それでは、私の不手際でもって10分ほど遅れましたが、以上をもちまして本日の合同会議を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

(以上)